

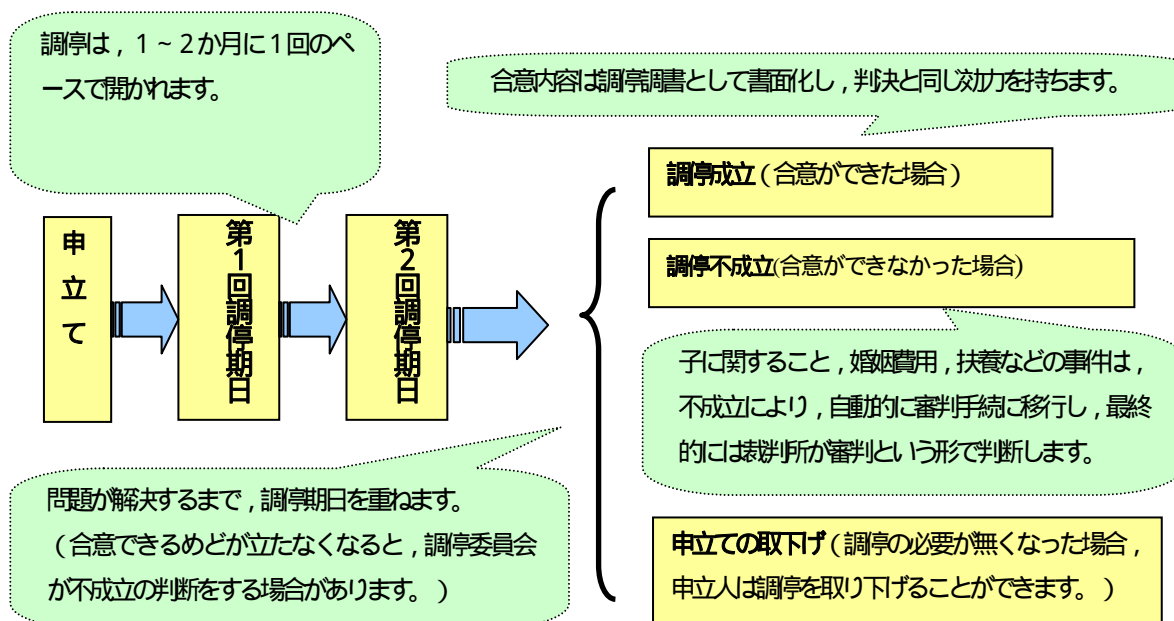
必ずお読み下さい

家事調停について

京都家庭裁判所調停係

調停とは、裁判所における当事者双方の話合いです。調停委員会（裁判官又は家事調停官1名と調停委員2名で構成）が担当し、当事者双方のお話を個別に、交互にうかがう形で進みます。事案によっては、双方一緒にお話をうかがうこともあります。

各回の終了時や開始時には、調停委員会が、当日の成果、対立点、次回期日までの課題、進行予定などを説明します。この説明は、必要に応じて当事者双方立会いのもとで行います。



【家事調停の特徴】

当事者双方が、合意により主体的に解決することを目指す手続きです。

調停委員会は、公平中立な立場から、双方の言い分や意見をうかがったり、対立点を整理したり、解決案を提示したりすることを通じて、話し合いを援助します。

訴訟（裁判手続）のように、勝敗や白黒を決定するものではありません。お互いの言い分やその根拠を示し、双方の利害関心を満たすような新たな解決案を探したり、時には譲り合ったりしながら、合意に向けて話し合いを進めます。

公開の法廷で行う訴訟とは違って非公開で、個人や家庭の秘密が守られます。

訴訟や審判手続（いずれも、裁判所が決定する手続）と比べると、以下のメリットがあり、家庭の争い事は、なるべく調停で解決を図ることが望ましいとされています。

【家事調停のメリット】

当事者双方の気持ちや実情に応じた、柔軟で実際的な解決を導くことができます。他人に決められるのではなく、自分たちで十分に話し合った上で、納得のいく結論を出すことができます。

当事者双方が納得の上で取り決めたことですので、その約束を果たそうという意欲を持ちやすく、取決めが実際に実行されたり、守られたりしやすくなります。

（裏面もご覧ください）

【お願い】 裁判所に電話をする際には

裁判所は多数の事件を扱っているため、氏名だけをお聞きしても、担当者を探すのに、時間がかかります。家庭裁判所へ電話をかけると電話交換手が出ますので、担当書記官名（通知書に記載されています。）を教えてください。担当書記官が出たら、裁判所からの通知に書かれた事件番号、調停期日、氏名を教えてください。事件記録で確認した後に、ご用件をうかがいます。

京都家庭裁判所 075 - 722 - 7211（代表）

～・～・～ よくある質問 ～・～・～

☆ 調停は、何回くらいで成立するものなのですか？

2～3回で成立しているものが多いといえますが、事案の内容や個々の事情ごとに様々です。1回で合意ができて終了する場合もあれば、何回も期日を重ねる場合もあります。

なお、1回の期日でお話をうかがう時間は、双方の合計で1～2時間です。過去の経緯や相手への不満などにこだわるのではなく、調停で実現したいことや解決にポイントを絞って、まとめて要領よく話をするようにしてください。

☆ 調停には、誰が出席できるのですか？

当事者ご本人と、代理人弁護士が付いている場合にはその弁護士が出席できます。弁護士以外の親族や援助者などは、付添いで来ていただくことは構いませんが、原則として、調停に同席することはできません。

☆ 代理人弁護士を付ければ、当事者本人は出席しなくてもよいのですか？

手続上は、代理人弁護士のみでの出席で調停を進めることも可能ですが、当事者双方の言い分や意見を聞きながら、柔軟に解決を探る手続ですので、ご本人が出席して意見や気持ちを伝えていくことが、より良い解決のためには大切です。

もし、やむを得ない事情で代理人弁護士のみでの出席になる場合でも、事前によく打合せをして、考え方を理解してもらったり言い分を整理しておいてください。調停当日は、代理人弁護士と携帯電話等で連絡を取れるようにしておいてください。

☆ どちらかが調停に出てこない場合はどうなるのですか？

争い事が適切に解決されるよう、当事者双方には、手続きに誠実に応じていただく必要があります。そのため、調停に応じない当事者には、調停に出てくるよう裁判所から重ねて促すこととなります。それでも一方が調停に応じない又は事情によって応じられないことが明らかな場合には、調停は不成立となります。

☆ 都合が悪い場合、調停期日を変更してもらえるのですか？

一度決められた調停期日は原則として変更できません。双方の事情や話合いの状況により変更することもあります。変更後の期日はある程度先になります。

☆ 裁判所から弁護士を紹介してもらえますか？

裁判所が弁護士の紹介やあっせんをすることはできません。ご自身のご判断で、弁護士会や市区役所で行われている法律相談窓口をご利用ください。